都道府県名	指定地域
茨城県	常総市相野谷町
	常総市東町
	常総市新井木町
	常総市大崎町
	常総市沖新田町
	常総市小保川
	常総市川崎町
	常総市小山戸町
	常総市十花町
	常総市上蛇町
	常総市新石下
	常総市収納谷
	常総市大房
	常総市舘方
	常総市長助町
	常総市東野原
	常総市豊田
	常総市中妻町
	常総市中山町
	常総市原宿
	常総市兵町
	常総市福二町
	常総市平内
	常総市平町
	常総市曲田
	常総市三坂新田町
	常総市三坂町
	常総市水海道亀岡町
	常総市水海道川又町
	常総市水海道高野町
	常総市水海道栄町
	常総市水海道諏訪町
	常総市水海道宝町
	常総市水海道天満町
	常総市水海道橋本町
	常総市水海道淵頭町
	常総市水海道本町
	常総市水海道元町
	常総市水海道森下町
	常総市水海道山田町
	常総市箕輪町
	常総市本石下
	常総市本豊田
	常総市山口
	常総市若宮戸

○厚生労働省告示第四百十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（アイオワ州、ウィスコンシン州、サウスダコタ州、ニュージャージー州、ネブラスカ州、ノースダコタ州、ミズーリ州及びミネソタ州を除く。）」を「アメリカ合衆国（アイオワ州、ウィスコンシン州、サウスダコタ州、ネブラスカ州、ノースダコタ州、ミズーリ州及びミネソタ州を除く。）」に改める。

○農林水産省告示第二千百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町原田字打吹七三四、七六五、七七四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字打吹七三四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡益城町大字福原字北向四九一六、四九七六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北向四九一六・四九七六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡甲佐町大字豊内字湯田一二〇二、一二〇八、一二〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯田一二〇二・一二〇八・一二〇九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町緑川字肝見二六三〇の一、二六三一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字肝見二六三〇の一・二六三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）